



米国の州水道整備基金について

(はじめに)

米国における水道施設の整備や更新等に関する国の財政支援について、主なものとしては「Drinking Water State Revolving Fund (DWSRF)」が挙げられます。米国環境保護庁によれば、「DWSRF プログラムは安全な飲料水を確保するための連邦と州のパートナーシップであり、このプログラムは、1996年の安全飲料水法の改正によって創設されたもので、水道システム及び州の水安全プログラムに対して財政支援を行うものである。」とされています。

(出典) <https://www.epa.gov/drinkingwatersrf>

この基金 (Fund) については、「州政府水道整備回転基金」、「飲料水州回転基金」、「州飲料水リボルビング基金」などの訳がありますが、その仕組み及び内容から、ここでは「Drinking Water State Revolving Fund (DWSRF)」と「Drinking Water State Revolving Loan Fund (DWSRF)」のどちらも「州水道整備基金」と訳していますので留意願います。

1. 州水道整備基金とは

(Learn about the Drinking Water State Revolving Loan Fund)

州水道整備基金 (DWSRF) は、1996年の安全飲料水法 (Safe Drinking Water Act (SDWA)) の改正によって設けられたものである。州水道整備基金は、水道システム及び州が健康保護という安全飲料水法の目的を達成することを支援する財政支援プログラムである。このプログラムは、環境保護庁 (EPA) と州の強力なパートナーシップである。

米国議会は、州水道整備基金に対する財政支出を承認する。そして、環境保護庁は、直近の「水道インフラ需要調査・評価 (Drinking Water Infrastructure Needs Survey and Assessment)」の結果に基づいて、各州の州水道整備基金に対して資本助成金 (capitalization grants) を供与する。州は、供与された資本助成金の20%相当額を用意する。州は、様々な留保枠 (set-asides) を確保することができる。これらの留保枠は、安全な飲料水を確保するための州のプログラム及び活動に資金提供することができる。全体として、州は資本助成金の最大31%を留保枠として確保することができる。

州は留保枠を控除した後、環境保護庁からの資本助成金に見合った資金とともに専用の州水道整備基金に預託する。この基金により、対象となる水道システムのインフラプロジェクトに対して融資やその他の支援が行われる。水道システムは融資を返済するので、返済金及び利子は専用の基金に返済される。これらの資金は、追加融資を行うために使用することができる。

191億米ドルを超える連邦政府の投資をもとに、州水道整備基金は2016年までに325億米ドルを超える資金を水道システムに供与している。この支援は、12,800を超える支援協定を通じて、以下の

取り組みについて供与された。

- ・浄水処理の改善
- ・漏水のある又は老朽化した水道管（配水）の修繕
- ・水道水源の改善
- ・配水タンクの更新又は建設
- ・公衆の健康を保護するために必要なその他のインフラプロジェクト

州水道整備基金の運用について（How the DWSRF Works）

州水道整備基金のもと、環境保護庁は、各州の州水道整備基金融資プログラムに資金を供給するため、全 50 州及びプエルトリコに対して助成金を供与する。各州は、連邦政府の助成金の 20% に相当する額を提供する。また、このプログラムでは、コロンビア特別区、米領ヴァージン諸島、米領サモア、グアム及び北マリアナ諸島自治連邦区に対しては、直接の資金供与を行っている。51 の州水道整備基金プログラムの機能は、有資格者の水道インフラプロジェクトのために低利融資を行うので、インフラ銀行と似ている。資金は各州の水道整備融資基金に返済され、州は別の者に対して新たな融資を行う。これらの融資元金の再返済及び利子収入により、各州の州水道整備基金は長期間にわたって「回転させる（循環させる）：revolve」することが許されている。

各州は、その州の州水道整備基金プログラムの運営に対して責任がある。州水道整備基金のもと、各州は、以下のような様々な種類の支援を行うことができる。

- ・融資（ローン）
- ・借り換え
- ・購入
- ・地元債務保証
- ・保証保険の購入

また、各州は以下のような特定の融資条件を設定することができる。

- ・ゼロ金利から実勢レートまでの金利
- ・最大 30 年までの返済期間

各州は、水道システムから受領したプロジェクト申請に対して順位付けを行い、プロジェクト優先順位リストを作成する。プロジェクトに優先度を与える安全飲料水法の要求事項である以下の項目を満たす一方、各州は順位づけプロセスを調整する柔軟性を有する。

- ・人の健康に対する最も深刻なリスクに対処する。
- ・安全飲料水法を遵守するために必要である。
- ・州の水道料金支払い能力クライテリアに従って最も必要としている水道システムを支援する。

各州は、小規模で不利な条件に置かれたコミュニティのニーズに対処するため、または一定のタイプのプロジェクトに対してインセンティブを与えるため、融資条件を変更することができる。州水道整備基金は、追加の補助金交付（ゼロ金利を超えた補助金）を行う権限を有する。追加の補助金交付は、以下により行うことができる。

- ・補助金（Grants）
- ・元本返済免除（Principle forgiveness）
- ・マイナス金利融資（Negative interest rate loans）

（出典） How the Drinking Water State Revolving Fund Works

<https://www.epa.gov/drinkingwatersrf/how-drinking-water-state-revolving-fund-works#tab-1>

2. 州水道整備金プロジェクトの適格性 (DWSRF Project Eligibilities)

州水道整備基金は、広範な水道インフラプロジェクトに対して資金を提供する。6つのカテゴリーのプロジェクトが州水道整備基金の支援を受ける資格を有する。これらのカテゴリー及びプロジェクトの事例は以下のとおりである。

- **浄水処理**
安全飲料水法の規制を遵守するため、飲料水水質を改善するための施設の整備又は向上を行うプロジェクト
- **送配水**
水圧を安全なレベルに改善するための、または漏水のある又は壊れた水道管による汚染を防止するための、水道管の修繕、取替又は布設
- **水源**
井戸の修繕又は汚染された水源に代わる適格な水源の開発
- **配水**
配水システムでの微生物学的汚染を防止するための配水タンクの設置又は改善
- **統合**
2つ以上の水道システムの相互連結
- **新たな水道システムの設立**
 - 汚染された私設井戸を有する家庭に給水するための新たな水道システムの整備
 - 既存の複数の水道システムを新たな水道システムに統合

(出典) DWSRF Project Eligibilities

<https://www.epa.gov/drinkingwatersrf/how-drinking-water-state-revolving-fund-works#tab-2>

3. 州水道整備基金の留保枠 (DWSRF Set-Asides)

各州は、資本助成金の最大 31%を留保枠として確保するオプションを有している。これらには、4つの留保枠がある。

- **4% : 州水道整備基金プログラムの指導監督**
この留保枠は、州水道整備基金プログラムの指導監督費用を賄うとともに、水道システムに対する技術支援を行うために使用することができる。
- **2% : 小規模水道システムに対する技術支援 (給水人口が 1 万人以下の水道システム)**
この留保枠は、給水人口が 1 万人以下の水道システムに対する技術支援を行うために専ら使用することができる。
- **10% : 州のプログラム管理**
州のプログラム管理に対するこの 10%の留保枠については、資本助成金のために必要な 20%に加えて、州は追加の資金を用意しなければならない。これは、追加の資金を必要とする場合のみの留保枠であり、以下のために使用することができる。
 - **オペレーター認証プログラムの制定及び実施**
オペレーター認証プログラムは、浄水施設及び配水施設を運転する者の免許制度を統制するものである。そのプログラムは、教育上の要件、経験に関する要件、そして、浄水施設及び配水施設のオペレーターとして従事する者としての試験を定める。
 - **能力開発戦略の制定及び実施**
州の能力開発戦略は、全ての水道システムが安全飲料水法の規制基準に適合した水を常時送配水するため、技術的、財政的及び経営上の能力を開発し維持するためのプランである。
 - **原水保護プログラムを通じた技術支援の実施又は提供**

原水保護プログラムは、水道に汚染物質が流入することを防止するために計画されたものである。

- **州の公共水道監督プログラムの管理**

公共水道監督プログラム（Public Water Supply Supervision (PWSS)）は、中核となる州の飲料水プログラムであり、これを通じて健康に基づいた飲料水の規制基準が施行される。

- **15%：地方支援及びその他の州プログラムの留保枠**

州は、資本助成金の最大 15%をこの留保枠のために確保することができる。しかし、資本助成金の 10%以下は、以下の適格な活動のいずれか人のために使用することができる。

- **原水保護のために土地又は保全地役権を取得するための融資**

原水保護のための土地又は保全地役権の取得において、州水道整備基金のインフラ融資基金を使用することは適格ではない。当該留保枠の使用によって、適格性を有する留保枠の使用となる。これらの融資は、州水道整備基金のインフラ融資と同様の要件となるであろう。返済は専用の整備基金に直接還流するか、土地又は保全地役権の取得のための別途の専用の貸付勘定に還流することができる。

- **任意でインセンティブに基づく原水水質保護方策を実施するための資金提供に対する融資**

この留保枠は、方策が任意でインセンティブに基づくものであるならば、原水水質を保護するための方策に対して資金を融資するものである。これらの融資は、土地又は保全地役権の取得に対するのと同様の方法で監督が行われる。

- **州の能力開発戦略の一環としての公共水道システムに対する支援の実施**

この支援は、技術面、財政面、又は両面でもよい。

- **安全飲料水法第 1428 条に基づく井戸水源保護プログラムを策定・実施するための支出**

各州は、許可された留保枠についてどの程度の金額を使うかについて選択権を有している。

(出典) DWSRF Set-Asides

<https://www.epa.gov/drinkingwatersrf/how-drinking-water-state-revolving-fund-works#tab-5>

(参考) CFDA 66.458 CAPITALIZATION GRANTS FOR STATE REVOLVING FUNDS

https://www.epa.gov/sites/production/files/2015-11/documents/cap_grants_for_srfs.pdf

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h28.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。